

大阪府条例第 号

大阪府教育行政基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 教育振興基本計画（第三条・第四条）

第三章 開かれた教育行政（第五条・第六条）

第四章 市町村との関係（第七条―第九条）

附則

教育は、社会の礎を形作る営みであり、子どもたちが、自らの力や個性を最大限に発揮して豊かな未来を切り開いていくことが府民全ての願いである。

大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を更に発展させるとともに、グローバル化の進展など、これからの大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、子どもたちが育った地域と大阪に誇りを持ち、力強く生き抜き、次代を担う自立した大人となっていけるよう、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を育んでいかなければならない。

教育に求められる役割や地域住民及び保護者のニーズがこれまでも増して大きく、かつ、多様になっていることを踏まえ、教育に関わる全ての者が大阪の教育の振興に一層の努力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大阪府の教育行政に関する基本となる事項を定め、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）及び知事が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たし、地域住民及び保護者のニーズをくみ取り、もって、子どもたちに、将来にわたって必要となる力を育む大阪の教育の振興に資することを目的とする。

（委員会及び知事の役割分担）

第二条 委員会及び知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地方教育行政法」という。）第二十三条及び第二十四条に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、大阪の教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。

第二章 教育振興基本計画

(教育振興基本計画の策定等)

第三条 府は、教育振興基本計画（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する計画をいう。以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

第四条 知事は、委員会と協議して、基本計画の案を作成するものとする。

- 2 基本計画は、府議会の議決すべき事件とする。
- 3 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 大阪の教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、大阪の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 知事及び委員会は、基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、第二項の規定による府議会の議決があったときは、遅滞なく基本計画を公表しなければならない。
- 6 基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第二項及び前二項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

第三章 開かれた教育行政

(府民との連携協力)

- 第五条 府は、府民に対し、教育に関する施策について説明する責任を果たし、保護者及び地域住民その他の関係者との連携及び協力の推進に資するため、府の教育の状況に関する情報を積極的に提供する。
- 2 府は、府民の意向を的確に把握し、当該意向を適切に教育行政に反映するよう努めなければならない。

(教育行政の点検及び評価)

- 第六条 委員会は、地方教育行政法第二十七条の点検及び評価に当たっては、第四条第三項第一号に掲げる目標の達成状況を含めて行わなければならない。
- 2 前項の目標の達成状況に係る点検及び評価に当たっては、当該目標を達成するため教育委員が行った取組、活動の状況等について、教育委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。
 - 3 知事は、毎年、基本計画に定める事項のうちその職務権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行わなければならない。
 - 4 知事及び委員会は、共同して、前三項の点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
 - 5 知事は、第二項の点検及び評価の結果について、地方教育行政法第七条第一

項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断する。

第四章 市町村との関係

(市町村教育委員会に対する指導及び助言)

第七条 委員会は、義務教育について、市町村が主体であることを踏まえ、市町村教育委員会の自主性を尊重するものとする。

- 2 委員会は、基本計画を参酌し、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言及び援助をするものとする。
- 3 委員会は、市町村教育委員会が当該市町村の住民、児童及び生徒の保護者その他の関係者に対し、その教育の状況について説明する責任を果たせるよう、必要に応じ、市町村教育委員会に対し、情報の提供について、指導又は助言を行うものとする。

(府費負担教職員の資質及び能力の向上等)

第八条 委員会及び市町村教育委員会は、地域住民及び保護者のニーズをくみ取りつつ、幼児、児童及び生徒に将来にわたって必要となる力を育んでいくための教職員の資質及び能力の向上について、相互に連携し、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 委員会は、府費負担教職員の適正な人事管理について、市町村教育委員会を支援するものとする。
- 3 委員会は、市町村教育委員会と連携し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるとともに、当該措置を講じた後においても、なお幼児、児童及び生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

(府費負担教職員の任命権の移譲)

第九条 府は、市町村の教育行政の自主的な推進に資するため、地方教育行政法第五十五条第六項の規定による市町村長の要請に基づき、府費負担教職員の任命権を市町村へ移譲するものとする。

- 2 府費負担教職員の任命権の移譲は、府内の教職員の適正な配置と円滑な交流による教育水準の維持向上の趣旨及び目的が損なわれない範囲において行うものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。